

山口県報

平成19年
7月31日
(火曜日)

目次

告示

平成十九年産水稻の指定種子生産ほ場の指定（農業振興課）……………一

平成十九年産大豆の指定種子生産ほ場の指定（農業振興課）……………一

保安林の指定施設要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び掲示場所（森林整備課）……………一

急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………二

道路の位置の指定（建築指導課）……………二

公告

一般競争入札の実施（地域政策課）……………二

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………八

肥料の登録の有効期間の更新（農業振興課）……………八

土地改良区役員届出（農村整備課）……………九

土地改良事業の工事の完了届出（農村整備課）……………九

契約の締結（水産振興課）……………九

選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定……………一〇

山口県告示第三百九十六号



主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百一十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成十九年産の水稻の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供す。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積（アール）
宇部市	四、九八〇
山口市	二、七九九
萩市	三、六六四
周南市	四、五〇六

山口県告示第三百九十七号

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百一十一号）第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成十九年産の大豆の指定種子生産ほ場として指定した。

その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

市町名	面積（アール）
宇部市	四六
山口市	六四七
阿東町	四二五

山口県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不明であるため、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 通知の内容の要旨

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 保安林として指定された目的
 変更に係る指定施業要件
 住所
 所有者
 氏名又は名称

山口市小郡下郷字洗川二三五の二
 土砂の流出の防備
 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 山口市小郡下郷一八三四
 田中 音一
 岡田 作一
 田中 文助
 藤田 浩一
 山口市役所
 通知の内容を掲示した場所

山口県告示第三百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称
 水上地区
 二 区域の範囲
 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	周南市
大字 名	上 村
字 名	水 上
地 番	二四〇七 一五九 一五八 一五八 一四一 一四二
標 柱 番 号	一号 二号 三号 四号 五号 六号

八八	八七	二四二六	七七	二四二の二	二四一の二	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号
----	----	------	----	-------	-------	----	----	----	----	-----	-----

山口県告示第四百号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	熊毛郡平生町大字大野北字河田一〇五の二及び一〇六の八
幅員（メートル）	四・〇～五・二
延長（メートル）	四九・七
道路の敷地となる土地の面積（平方メートル）	二七〇・三五



(三九二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
- 次に掲げる事業の実施
- (一) 事業の名称

(一) 下関地域総合武道館(仮称)整備等事業
事業の内容等

入札説明書及び要求水準書による。

(三) 実施期間

この入札により締結する契約(以下「事業実施契約」という。)に係る議会の議決のあった日から起算して七日を超えない範囲内において知事が別に定める日から平成三十七年三月三十一日までの間

(四) 事業場所

下関市大字延行及び大字富任地内

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、一に掲げる事業(以下「本事業」という。)を実施することを目的とする株式会社を設立しようとし、又は当該株式会社から本事業に関する業務を受託しようとし、若しくは工事を請け負おうとする二以上の者(以下「会社設立等予定者」という。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 会社設立等予定者のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

2 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

3 本事業を実施することを目的とする他の株式会社に係る会社設立等予定者でないこと。

4 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項又は第五項の規定による営業停止の命令を受けていないこと。

5 建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十六条第二項の規定による建築士事務所の開鎖命令を受けていないこと。

6 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

7 業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

8 入札を執行する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

9 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七

号)による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十一条第一項の規定による会社の整理の開始の申立てがされておらず、かつ、同項の規定による会社の整理の開始の命令を受けていないこと。

10 再生手続開始の申立て(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)に基づく和議開始の申立てを含む。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成十四年法律第五十四号)による改正前の会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)がされていないこと。ただし、競争入札参加資格に係る再審査の申請を行い、知事による当該資格の再認定を受けた場合は、この限りでない。

11 破産手続開始の申立て(破産法(平成十六年法律第七十五号)の施行前にされた破産の申立て又は同法の施行前に職権でなされた破産の宣告を含む。)がされていないこと。

12 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

13 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

14 本事業の実施を請負とみなした場合に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二、第四百二十二条(同法第六百六十六条第二項及び第六百六十八条第七項において準用する場合を含む。)又は第八十条の五第六項の規定に抵触することとなる者でないこと。

15 下関地域総合武道館(仮称)整備等事業事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が代表権を有する役員となり、若しくは発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資(以下「過半数資本」という。)を有している法人又は選定委員会の委員と接触しようとした者でないこと。

16 代表権を有する役員が県との間で本事業に関する調査業務又は助言、指導、援助その他の協力を内容とする業務の委託契約を締結した法人(以下「委託法人」という。)の代表権を有する役員を兼ねている法人、委託法人の過半数資本を有している法人又は委託法人が過半数資本を有している法人でないこと。

(二) 会社設立等予定者のうち設計業務又は工事監理業務を担当するものが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建築士法第二十三条第一項の規定により一級建築士事務所について登録を受け

ていること。

2 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示第六百六十三号」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

(二) 会社設立等予定者のうち設計業務を担当するものいづれかが平成九年四月一日から平成十九年七月三十一日までの間に元請人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)として、床面積の合計が五千平方メートル以上の体育施設(屋内競技場の競技床面積が千平方メートル以上であるものに限る。)(又はこれに類似した施設)の設計(基本設計又は実施設計に限る。)(をした実績を有していること。

(四) 会社設立等予定者のうち工事監理業務を担当するものいづれかが平成九年四月一日から平成十九年七月三十一日までの間に元請人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)(として、床面積の合計が五千平方メートル以上の体育施設(屋内競技場の競技床面積が千平方メートル以上であるものに限る。)(又はこれに類似した施設)の工事の監理をした実績又は設計(基本設計又は実施設計に限る。)(をした実績を有していること。

(五) 会社設立等予定者のうち建築工事を担当するものが次に掲げる要件のいづれにも該当する者であること。

1 告示第六百六十三号二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)(を受けていること。

3 工事監理業務を担当する者でないこと。

(六) 会社設立等予定者のうち建築工事を担当するものいづれかが次に掲げる要件のいづれにも該当する者であること。

1 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が千二百以上であること。

2 平成九年四月一日から平成十九年七月三十一日までの間に元請人又は共同企業体の構成員(出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。)(として、床面積の合計が五千平方メートル以上の体育施設(屋内競技場の競技床面積が千平方メートル以上であるものに限る。)(又はこれに類似した施設の建築工事を施工した実績を有していること。

(七) 会社設立等予定者のうち建設工事(建築工事を除く。)(を担当するものが当該工事が属する工種について競争入札参加資格(告示第六百六十三号二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格をいう。)(を有していること。

(八) 会社設立等予定者のうち施設の管理運営、電気設備の保守又は空調設備の保守(以下「管理運営等業務」という。)(を担当するものが次に掲げる要件のいづれにも該当する者であること。

1 担当する管理運営等業務が属する契約の種類について競争入札参加資格(県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号。以下「告示第三百五十六号」という。)(一の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格をいう。)(を有していること。

2 平成九年四月一日から平成十九年七月三十一日までの間に体育施設(屋内競技場を有するものに限る。)(又はこれに類似した施設)において、担当する管理運営等業務と同種の業務を一年以上継続して実施した実績を有していること。

(九) 会社設立等予定者のうち維持管理業務(管理運営等業務を除く。)(を担当するものが当該業務が属する契約の種類について競争入札参加資格(告示第三百五十六号一の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格をいう。)(を有していること。

(十) 会社設立等予定者のうち設計業務、工事監理業務、建設工事及び維持管理業務以外の業務を担当するものが当該業務が属する契約の種類について競争入札参加資格(告示第三百五十六号一の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格をいう。)(を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県地域振興部地域政策課

四 入札説明書及び要求水準書の交付

山口県地域振興部地域政策課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第六百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に基づき、入札説明書で定める一定の方法により算定した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額を入札書に記載すること。

- (一) 提出場所
山口県地域振興部地域政策課
- (二) 受領期限

平成十九年十月三十一日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、平成十九年十一月一日午前十一時）

- 七 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部一号会議室
- (二) 日時
平成十九年十一月一日午前十一時

- 八 入札保証金
免除する。

- 九 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

- 十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及び事業の内容に関する提案を総合的に評価することにより行う。

- (二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

入札書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 事業の内容に関する提案の評価

提案書に記載された事業実施計画、施設整備計画、維持管理計画及び提案全体に関する項目に係る提案について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、事業実施計画、施設整備計画、維持管理計画及び提案全体に係る項目に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び事業内容評価（事業の内容に関する提案の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 五十点
- (2) 事業内容評価

事業実施計画 十點
施設整備計画 三十一點
維持管理計画 六點
提案全体に関する項目 三點

4 適否判定

選定委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び事業内容評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十(二)の4の適否判定において提案の内容について否と判定された場合には、落札者とならない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、事業内容評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、事業内容評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な入札参加資格確認申請書その他入札説明書に定める書類を平成十九年十一月一日午前十一時までに山口県地域振興部地域政策課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年十一月八日まで

に發送する。

(五) 事業実施契約は、本事業を実施することを目的として落札者が設立する株式会社(以下「特別目的会社」といふ。)との間で締結する。

(六) 事業実施契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

特別目的会社は、契約金額のうちの施設整備費に相当する金額の百分の十以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、国債若しくは地方債、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は郵便為替証書の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、契約金額のうちの施設整備費に相当する金額の百分の十以上の額について県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) この公告後この前記入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をこの県庁で、山口県土木建築部副課(会社設立部)担当者(以下「設計業務、工事監理業務及び建設工事以外の業務を担当するもの」といふ)と、山口県会計管理課(以下「申請書」を提出する)と行う。

(九) 詳細については、山口県地域振興部地域政策課(電話〇八三一九三三三―二五四六)に問い合わせる。

十四 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Regional Policy Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Subject matter of the contract: PFI-based design, construction and maintenance of the Building for (tentative name) Shimonoseki Area General Martial Arts Gymnasium
- (3) Place of the construction: Oaza Nobuyuki and Oaza Tomion, Shimonoseki City
- (4) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Regional Policy Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture Tel 083-933-2546
- (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 31, 2007
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., November 1, 2007)

別表第 1

評価の項目	評 価	基 準
基本的な考え方	評	本事業の目的及び本施設の基本理念を具現化するための事業の実施に関する方針(以下「事業実施方針」といふ。)及び体制について具体的に提案されていること。

事業	実 施	計 画	施	
資金調達計画及び事業継続の安定性	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金調達の考え方が明確であり、事業実施方針に即した資金調達の手段について具体的な提案が集中等に対応するための確実な資金調達の方策、仕組み等について、金融機関等との事前協議等を踏まえて、具体的提案されていること。 2 市場の金利変動リスクを必要とするための方策、仕組み等について、通常の取引を想定するための資金の方策、仕組み等について具体的な提案されていること。 3 本事業の安定期間を通じてサービス水準の低下の兆候を早期に把握し、その水準の低下を防止するために必要な監視の体制等について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 本事業の実施に係るリスクが丁寧に分析され、これを最小化するための方策について具体的に提案されていること。 2 特別目的会社社員等がリスクの内容に応じ、特別目的会社及び会社設立等予定者の明確かつ適切なリスクの分担について具体的な提案がなされていること。 3 本事業に特有のリスクに対応するための方策について具体的に提案されていること。 4 リスクが発生した場合に迅速に対応するための組織体制、意思決定の手続、関係者間の協議等について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域経済の活性化を通じた活力ある地域社会の実現について具体的な提案されていること。 2 本施設の基本理念を踏まえ、交流拠点施設としての活力ある地域社会の実現への貢献について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各室の配置計画について、施設を快適に利用するために利便性に配慮して具体的に提案されていること。 2 外部動線、歩行者と車両の分離等の全体動線計画について、公園内の既存の施設に配慮して具体的に提案されていること。 3 競技会、催物等を開催した場合の人、物等の動線計画について具体的に提案されていること。 4 各室の用途及び使用条件、管理運営方法を十分に理解した上で、各室の適切な広さや空間構成について具体的に提案されていること。 5 各室の用途及び使用条件、管理運営方法等に配慮した設備計画について具体的に提案されていること。
活力ある地域社会の実現	<ol style="list-style-type: none"> 1 各道場(大道場、小道場、剣道場、柔道場、弓道場及び相撲場をいづ。以下同じ。)の利用目的に応じた施設計画及び採光、通風、意匠等について具体的に提案されていること。 2 各道場に付属する器具庫、選手用更衣室、機能的確保等について具体的な提案がなされていること。 3 観客席、審判席、選手用更衣室等について具体的な提案がなされていること。 4 入連によるまちづくりグループ、会議室、共用スペース等の競技活動等による利用を考慮した施設計画並びに快適な利用に必要な機能の確保等について具体的に提案されていること。 5 入連によるまちづくりグループ、会議室、共用スペース等の多様な利用形態に対応するための施設計画について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各室の配置計画について、施設を快適に利用するために利便性に配慮して具体的に提案されていること。 2 外部動線、歩行者と車両の分離等の全体動線計画について、公園内の既存の施設に配慮して具体的に提案されていること。 3 競技会、催物等を開催した場合の人、物等の動線計画について具体的に提案されていること。 4 各室の用途及び使用条件、管理運営方法を十分に理解した上で、各室の適切な広さや空間構成について具体的に提案されていること。 5 各室の用途及び使用条件、管理運営方法等に配慮した設備計画について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域経済の活性化を通じた活力ある地域社会の実現について具体的な提案されていること。 2 本施設の基本理念を踏まえ、交流拠点施設としての活力ある地域社会の実現への貢献について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各室の配置計画について、施設を快適に利用するために利便性に配慮して具体的に提案されていること。 2 外部動線、歩行者と車両の分離等の全体動線計画について、公園内の既存の施設に配慮して具体的に提案されていること。 3 競技会、催物等を開催した場合の人、物等の動線計画について具体的に提案されていること。 4 各室の用途及び使用条件、管理運営方法を十分に理解した上で、各室の適切な広さや空間構成について具体的に提案されていること。 5 各室の用途及び使用条件、管理運営方法等に配慮した設備計画について具体的に提案されていること。
個別施設計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 各道場(大道場、小道場、剣道場、柔道場、弓道場及び相撲場をいづ。以下同じ。)の利用目的に応じた施設計画及び採光、通風、意匠等について具体的に提案されていること。 2 各道場に付属する器具庫、選手用更衣室、機能的確保等について具体的な提案がなされていること。 3 観客席、審判席、選手用更衣室等について具体的な提案がなされていること。 4 入連によるまちづくりグループ、会議室、共用スペース等の競技活動等による利用を考慮した施設計画並びに快適な利用に必要な機能の確保等について具体的に提案されていること。 5 入連によるまちづくりグループ、会議室、共用スペース等の多様な利用形態に対応するための施設計画について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各室の配置計画について、施設を快適に利用するために利便性に配慮して具体的に提案されていること。 2 外部動線、歩行者と車両の分離等の全体動線計画について、公園内の既存の施設に配慮して具体的に提案されていること。 3 競技会、催物等を開催した場合の人、物等の動線計画について具体的に提案されていること。 4 各室の用途及び使用条件、管理運営方法を十分に理解した上で、各室の適切な広さや空間構成について具体的に提案されていること。 5 各室の用途及び使用条件、管理運営方法等に配慮した設備計画について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域経済の活性化を通じた活力ある地域社会の実現について具体的な提案されていること。 2 本施設の基本理念を踏まえ、交流拠点施設としての活力ある地域社会の実現への貢献について具体的に提案されていること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各室の配置計画について、施設を快適に利用するために利便性に配慮して具体的に提案されていること。 2 外部動線、歩行者と車両の分離等の全体動線計画について、公園内の既存の施設に配慮して具体的に提案されていること。 3 競技会、催物等を開催した場合の人、物等の動線計画について具体的に提案されていること。 4 各室の用途及び使用条件、管理運営方法を十分に理解した上で、各室の適切な広さや空間構成について具体的に提案されていること。 5 各室の用途及び使用条件、管理運営方法等に配慮した設備計画について具体的に提案されていること。

<p>施設の構造及び性能</p>	<p>ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 通常の利用の形態による梁及びスラブの危険なたわみの防止。コンクリートの危険なひび割れの防止、振動による障害の防止、適切な遮音性等について具体的に提案されていること。 地震災害時の構造体内外装材、設備機器等の損傷の防止について具体的に提案されていること。 フェイルセーフに配慮した地震災害時の崩壊及び倒壊の防止、内外装材の落下に対する人命の保護等について具体的に提案されていること。 コンクリートのひび割れ及び中性化の防止並びに鉄筋の防食について具体的に提案されていること。 本事業の実施期間中の維持管理コストを踏まえ、最適な防水及び外装構法について具体的に提案されていること。
<p>安全性及び防犯性</p>	<ol style="list-style-type: none"> 武道競技会での利用の形態等を踏まえ、利用者の事故防止、安全確保等について具体的に提案されていること。 高齢者、身体障害者等の多様な利用者に配慮したユニバーサルデザイン等の観点から具体的に提案されていること。 非常時の避難等に配慮した各室間の内部動線計画について具体的に提案されていること。 災害時の電気設備等、機械設備等の各設備の機能の維持、回復等について具体的に提案されていること。 本施設内の避難防止の措置等について具体的に提案されていること。
<p>経済性</p>	<ol style="list-style-type: none"> 標準的な施設の使用状態を設定した上で、光熱水費の試算を行い、その低減を図るための効率の工夫について具体的に提案されていること。 安全性に配慮し、提案されていること。 本施設の使用期間を通じて、ライフサイクルコストの低減を図るための修繕及び更新について具体的に提案されていること。 本施設のための修繕及び工法の採用等について具体的に提案されていること。 本事業の実施期間の終了時に、果が特別な費用の負担をすることなく、円滑に業務の引継ぎをするための工夫について具体的に提案されていること。
<p>環境への配慮</p>	<ol style="list-style-type: none"> 省エネルギーに係る性能の向上及び廃棄物の減量の方策、仕組み等について具体的に提案されていること。 環境への負荷の低減の方策、仕組み等（1に該当するものを除く。）について具体的に提案されていること。 工事期間中の公園内の既存施設の利用及び周辺の地域の居住環境の阻害の防止等の周辺の環境への配慮について具体的に提案されていること。 本施設の完成後の日照及び通風の確保、圧迫感、照明、騒音等による周辺の地域の居住環境の阻害の防止等の周辺の環境への配慮について具体的に提案されていること。
<p>景観との調和 什器、備品等の設置 施工計画及び監視体制等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 公園の景観との調和に配慮した建物の規模、外觀及び色彩の計画について具体的に提案されていること。 公園内の施設及び交流拠点施設と、しての総合武道館にふさわしい外観について具体的に提案されていること。 <p>本施設の利用に当たって必要となる什器、備品等の種類及び数量、その機能の確保等について具体的に提案されていること。</p> <p>品質の管理を適確かつ効果的に行うための方法について具体的に提案されていること。</p>

<p>維持管理</p>	<p>業務の内容</p>	<p>維持管理の観点から、業務の内容及び頻度等に関する業務遂行計画等について具体的に提案されていること。</p>
<p>維持管理</p>	<p>業務の内容</p>	<p>維持管理の観点から、業務の内容及び頻度等に関する業務遂行計画等について具体的に提案されていること。</p>
<p>維持管理</p>	<p>業務の内容</p>	<p>維持管理の観点から、業務の内容及び頻度等に関する業務遂行計画等について具体的に提案されていること。</p>
<p>維持管理</p>	<p>業務の内容</p>	<p>維持管理の観点から、業務の内容及び頻度等に関する業務遂行計画等について具体的に提案されていること。</p>
<p>維持管理</p>	<p>業務の内容</p>	<p>維持管理の観点から、業務の内容及び頻度等に関する業務遂行計画等について具体的に提案されていること。</p>

別表第2

<p>判定の項目</p>	<p>判定の基準</p>
<p>入札価格</p>	<p>入札価格の算定方法が適切かどうか。</p>
<p>対価の支払条件</p>	<p>1 施設整備業務に係る対価の算定方法が適切であり、支払条件を満たしているかどうか。 2 維持管理業務に係る対価の算定方法が適切であり、支払条件を満たしているかどうか。</p>
<p>特別目的会社の設立</p>	<p>1 特別目的会社が入札説明書等に定める条件を満たしているかどうか。 2 出資の内容が出資の条件を満たしているかどうか。</p>

実施	事業の実施体制	1 具体的な事業の実施体制が明記されているかどうか。 2 各業務を実施する者の役割が明記されているかどうか。
施	事業の工程	事業の実施条件を満たし、かつ、実現可能な工程であるかどうか。
計	資金調達計画	1 資金調達の方法、条件等が明記されているかどうか。 2 資金調達に係る利息の計算が適切であるかどうか。
画	事業収支計画	1 事業の収支計画の計算が適切であるかどうか。 2 各種発生費用の項目及びその算定方法が適切であり、市場価格と乖離していないかどうか。 3 事業の実施期間を通じて特別目的会社に資金不足が生じないかどうか。
	リスク管理の考 え方	1 適切なリスクの分担及びその方法が明記されているかどうか。 2 特別目的会社が行写することを義務付けられている保険について明記されているかどうか。
施設整備 計画	施設整備計画	1 施設等を事業用地の敷地の範囲内に配置し、かつ、法令等に適合した計画であるかどうか。 2 施設の規模等が要求水準を満たしているかどうか。 3 各室の基本的な性能等が要求水準を満たしているかどうか。
維持管理 計画	施工計画	適切な施工計画となっているかどうか。
	維持管理計画	1 維持管理業務の基本的な考え方、実施体制等が要求水準を満たしているかどうか。 2 各業務の内容等が要求水準を満たしているかどうか。

(三九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年二月二十三日山口県公告(八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク三田尻店
所在地 防府市大字新田一―一―の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年三月二十日山口県公告(一一八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年七月三十一日から同年八月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ吉敷店
所在地 山口市吉敷二五七五の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三九五) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五三三三号	平成一九、七、三	炭酸カルシウム 肥料	タンカル	アルカリ分 五五・〇	公定規格のとおり	重安石灰株式会社 美祢市大領町北分五 六二

(三九六) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年七月三十一日

一 就任した役員
 山口県知事 二井 関成

土地改良区の名 理事の別 氏名 住所
 岩国市行波土地改良区 理事 江木 敏之 岩国市行波二四四
 二 退任した役員
 土地改良区の名 理事の別 氏名 住所
 岩国市行波土地改良区 理事 眞江木 潔 岩国市行波一九二
 周東中曾根土地改良区 " 山崎 昭男 " 周東町差川九七二の一

(三九七) 土地改良事業の工事の完了の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期
 岩国市 大原下地区 平成二、四、九 平成二、一二、一〇
 大久保地区 昭和一、一〇、一三 平成三、六、二二
 ほ場の整備

ほ場の整備
 昭和一、一〇、一三 平成三、六、二二

(三九八) 契約の締結
 次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年七月三十一日

山口県知事 二井 関成

向峠西地区 ほ場の整備	平成三、三、二四	平成四、一二、一四
野谷地区 ほ場の整備	昭和六三、六、二〇	" " 一七
宇佐中地区 ほ場の整備	昭和六〇、一、六	平成五、八、一一
横道地区 ほ場の整備	平成四、一一、一	平成六、九、一四
大原地区 ほ場の整備	平成三、三、二四	平成七、" 一三
三分一地区 ほ場の整備	平成七、一、二五	平成八、一二、一九
日和地区 ほ場の整備	平成四、" 三〇	平成一〇、一、二〇
向峠中地区 ほ場の整備	平成五、一一、二一	" " 四、八
常国地区 ほ場の整備	平成七、四、一六	平成二、三、二八
向峠地区 ほ場の整備	平成二、" 二六	平成一七、" 二五

事務を担当する課の名称及び所在地
 農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号
 落札に係る特定役務の名称及び数量
 漁業取締船りょうせいの中間検査業務(船体部) 一式
 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

- 四 落札者を決定した日
平成十九年六月二十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
サンセイ株式会社 大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号
- 六 落札金額
二千三百四十一万五千元
- 七 入札公告日
平成十九年五月八日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
 - (二) 調達方法
購入等
 - (三) 落札方式
最低価格
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
農林水産部水産振興課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
漁業取締船りょうせいの中間検査業務(機関部) 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成十九年六月二十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
富永物産株式会社 東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号
- 六 落札金額
千二百三十九万円
- 七 入札公告日
平成十九年五月八日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成

平成十九年七月三十一日印刷
平成十九年七月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

- (一) 調達方法
購入等
- (二) 落札方式
最低価格



山口県選挙管理委員会告示第八十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成十九年七月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホームサテライト型新型特養フロイデハイム	下関市彦島西山町三丁目二番一四	平成一九、七、二一
社会福祉法人福祥会特別養護老人ホーム吉祥苑	長門市深川湯本六〇〇の一	" " 一七